

名張事件、再審認めず



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2012
Yamagata Shimbun

2012年
5月25日
〈金曜日〉

速電
報版子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

奥西元被告、特別抗告へ

名古屋高裁 開始決定取り消す

1961年に三重県名張市でぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡した「名張毒ぶどう酒事件」で、名古屋高裁（下山保男裁判長）は25日、殺人罪などで72年に死刑が確定した奥西勝元被告（86）の再審開始を認めない決定をした。2005年の再審開始決定を取り消し、7度目の再審請求を退けた。弁護団は最高裁に特別抗告する方針。

確定死刑囚が再審開始決定を取り消された例としては、免田事件（熊本）がある。免田事件の場合はその後、

あらためて開始決定が出され、熊本地裁八代支部での再審で無罪となった。名古屋高裁は05年に



駆け付けた家族でござった返す公民館＝1961年3月、三重県名張市

名張毒ぶどう酒事件
1961年3月28日、三重県名張市の公民館で開かれた懇親会で、ぶどう酒を飲んだ奥西勝元被告（名古屋拘置所在監）の妻ら女性5人が死亡し、12人

が中毒症状で入院した。飲み残しから農薬が検出された。元被告は捜査段階で「妻と愛人との三角関係を清算するため、ぶどう酒に農薬ニツカリンTを混ぜた」と自白したが、

奥西元被告の再審開始を決定。しかし、検察側の異議申し立てで同高裁の別の裁判長が06年に決定を取り消した。弁護側の特別抗告で最高裁は、毒物の科学的検討が尽くされていないとして、10年に審理を差し戻していた。25日は検察側の異議申し立てに対する判断だった。

差し戻し審では、高裁選任の鑑定人が再製造されたニツカリンTの成分を分析。検察、弁護団は結果を基にそれぞれ主張の正当性を訴えていた。

起訴直前から全面否認した。64年の一審地裁は証拠不十分で無罪判決。69年の二審名古屋高裁は逆転死刑判決。72年に最高裁が上告を棄却し、確定した。